



開催日時●平成 29 年 8 月 11 日(金)～12 日(土)
 11 日(金) 10:00～17:00 12 日(土) 10:00～16:00

開催場所●サンメッセ香川 大展示場・第 1 屋外展示場 (〒761-0301 香川県高松市林町 2217-1)

主催●香川県商工会連合会

協力：東かがわ市商工会、さぬき市商工会、小豆島町商工会、土庄町商工会、三木町商工会、高松市牟礼庵治商工会、高松市中央商工会、直島町商工会、綾川町商工会、丸亀市飯綾商工会、宇多津商工会、まんのう町商工会、琴平町商工会、三豊市商工会、観音寺市大豊商工会

開催目的：香川県内で事業を営んでいる中小企業・小規模事業者の魅力ある「商品」「サービス」を一堂に集め、県内消費者を主たる対象に広く情報発信することで、事業者の認知度・経営力の向上を図り、本イベント時の売上増加に留まらず、各事業所の顧客の拡大、取引先の増加及び地元企業の魅力を再認識してもらうことを目的とする。



平成 29 年 工業統計調査を 実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計調査です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は平成 29 年 6 月 1 日です。調査票へのご回答をお願いいたします。



経済産業省
都道府県・市区町村

気軽に相談 身近な窓口

独占禁止法相談ネットワークでは
皆様からの御相談を受け付けております

このようなことでお困りではありませんか？

- ◆どんな情報交換をすると問題なの？
- ◆注文どおりなのに、取引先から返品された！
下請法に違反じゃないの？
- ◆取引先が消費税の転嫁を拒否している。
消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？

当所では、このような独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に照らして問題になるのではないかとといった相談を受け付けております。内容、御希望により公正取引委員会の窓口を迅速に御紹介します。公正取引委員会では、御相談に応じ、適切な対処、的確な対応をいたします。

お問い合わせ先は **公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所**
 Tel:087-834-1441 (独占禁止法)
 Tel:087-812-5760 (下請法、消費税転嫁対策特別措置法)

または **お近くの商工会へ**